

小児医療費助成に係る所得制限の廃止について

1 経過

本市では、小児の医療に係る保護者の経済的負担を軽減し子どもの健全な育成支援を図ることを目的に、昭和 48 年度に 0 歳児の医療費助成を開始して以降、順次、所得制限付きで制度の拡大に努め、平成 17 年度には未就学児の所得制限を廃止し、平成 18 年度に小学 3 年生、平成 21 年度に小学 6 年生、平成 29 年度に、中学生の通院まで対象を拡大し、現在に至っています。

今回、子育て支援の更なる充実を図るため、令和 4 年 4 月から小中学生の所得制限を廃止し、中学生以下の子どもの入院・通院に係る保険適用分医療費の自己負担額を助成しようとするものです。

2 対象児童と助成額（令和 4 年度当初予算試算）

項目	未就学児	小・中学生	合計	予算額	R3 年度当初予算
これまでの所得制限内小児数	5,600人	9,800人	15,400人	473,200,000円	477,500,000円
新規対象小児数	—	5,788人	5,788人	173,640,000円	—
助成対象小児数（合計）	5,600人	15,588人	21,188人	646,840,000円	—
		新規増加分	5,788人	173,640,000円	

3 県内他市町村の実施状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

	小 6 まで	中 3 まで	高 3 まで	計
<u>所得制限あり</u>	1 川崎市	14 横浜市、相模原市、 鎌倉市(R4.4 撤廃予定) 、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、大和市、伊勢原市、座間市(R5 中撤廃予定)、南足柄市(R4.4 撤廃予定) 二宮町、開成町	0	15
<u>所得制限なし</u>	1 湯河原町	15 横須賀市、平塚市、三浦市、厚木市、海老名市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、愛川町	2 大井町 清川村	18

4 鎌倉市の小児医療費助成制度の経過

(1) 昭和 48 年度 (S49. 1. 1) 0 歳児の入院・通院医療費の助成開始 (所得制限なし)

(2) 平成 5 年度 (4. 1) 1 歳～中学生の入院助成を開始 (所得制限あり)

※平成 7 年度 (10. 1) 神奈川県が 0 歳児の入通院及び中学生までの入院を補助対象とする。

(3) 平成 8 年度 (4. 1) 通院対象を 2 歳児まで拡大 (所得制限あり)

(4) 平成 13 年度 (4. 1) 通院対象を 3 歳児まで拡大 (所得制限あり)

(5) 平成 15 年度 (4. 1) 通院対象を 4 歳児まで拡大 (所得制限あり)

※神奈川県の補助対象が通院 0 歳から 2 歳まで拡大、補助率 1/2 から 1/3 に引き下げ。

(6) 平成 16 年度 (4. 1) 通院対象を就学前児童まで拡大 (所得制限あり)

(7) 平成 17 年度 (4. 1) 就学前児童までの所得制限を廃止

(8) 平成 18 年度 (10. 1) 通院対象を小学 3 年生まで拡大 (就学児は所得制限あり)

(9) 平成 21 年度 (10. 1) 通院対象を小学 6 年生まで拡大 (就学児は所得制限あり)

(10) 平成 29 年度 (10. 1) 通院対象を中学 3 年生まで拡大 (就学児は所得制限あり)

(11) 令和 4 年度 (4. 1) 中学 3 年生までの全対象者の所得制限を廃止